

市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第52号

市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例施行規則（昭和46年四日市市規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>（同意申請等）</u></p> <p><u>第2条 条例第2条に規定する建築主</u> <u>（以下「建築主」という。）が同条の規定による市長の同意を求めようとする</u> <u>ときは、旅館建築同意申請書（第1号様式）の正本及び副本に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1）四日市市都市計画基本図（縮尺2500分の1）により次条第2項各号に掲げる区域及び施設を明示した付近見取図</u></p> <p><u>（2）縮尺200分の1又は300分の1の配置図</u></p> <p><u>（3）縮尺100分の1又は200分の1の各階平面図又は各階構造詳細図</u></p> <p><u>（4）縮尺100分の1又は200分の1の外観の意匠及び色彩を明示した2面以上の立面図</u></p> <p><u>（5）その他市長が必要と認めて指示し</u></p>

第2条 (略)

(同意申請等)

第3条 条例第2条に規定する建築主

(以下「建築主」という。)が同条の規定による市長の同意を求めようとするときは、旅館建築同意申請書(第1号様式)の正本及び副本に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 四日市市都市計画基本図(縮尺2500分の1)により前条第2項各号に掲げる区域及び施設を明示した付近見取図
- (2) 縮尺200分の1又は300分の1の配置図
- (3) 縮尺100分の1又は200分の1の各階平面図又は各階構造詳細図
- (4) 縮尺100分の1又は200分の1の外観の意匠及び色彩を明示した2面以上の立面図
- (5) その他市長が必要と認めて指示した図書

2 市長は、前項の申請について同意の可

た図書

- 2 市長は、前項の申請について同意の可否を決定したときは、同意通知書(第2号様式)又は同意しない旨の通知書(第3号様式)に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、建築主に通知するものとする。

第3条 (略)

否を決定したときは、同意通知書(第2号様式)又は同意しない旨の通知書(第3号様式)に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、建築主に通知するものとする。

(市長の同意を要しない建築)

第4条 条例第2条ただし書に規定する規則で定める場合とは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 建築に係る部分の床面積の合計が10㎡以内の建築物を建築しようとする場合

(2) 主たる建築物に附属する倉庫、機械室その他宿泊者が利用しない建築物を建築しようとする場合

第5条 (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)

第4条 (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条関係）

同 意 申 請 書

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所
氏 名 印

市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例第 2 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 旅館業を目的とする建築物の種別
旅館・ホテル 簡易宿所
- 2 敷地の所在及び地番
四日市市
- 3 工事種別
- 4 敷地面積、建築面積及び延べ面積
- 5 構造及び階数

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

第2号様式（第3条関係）

同 意 通 知 書

四日市市指令 第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

年 月 日付けで申請のあった旅館業を目的とする建築物について、市街地整備に伴う旅館建築の規制に関する条例第2条の規定により同意しましたので通知します。

記

- 1 旅館業を目的とする建築物の種別
- 2 敷地の所在及び地番
四日市市
- 3 工事種別

(注意) この通知書は、大切に保存しておいてください。

第3号様式（第3条関係）

同意しない旨の通知書

四日市市指令 第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

年 月 日付けで申請のあった旅館業を目的とする建築物について、下記の理由により同意しないこととしましたので、通知します。

記

- 1 旅館業を目的とする建築物の種別
- 2 敷地の所在及び地番
四日市市
- 3 工事種別
- 4 同意しない理由

(教示)

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

なお、裁決の通知を受けた日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市整備部建築指導課)